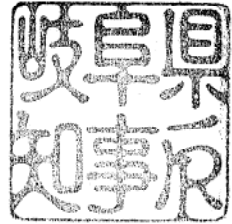




環管第384号  
令和2年12月15日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処  
理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和31年2月15日付け30環活第376-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原  
市長意見の写しを送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

- 1 当事業の実施にあたり、周辺環境への影響等に関して新たな事情が生じた  
ときは、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並  
びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場  
合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに  
調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 3 周辺環境への影響や環境保全対策について、適切な機会をとらえて岐阜県  
の地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。特に隣県事業である  
ので、地域住民への情報提供を積極的に行うよう努めること。

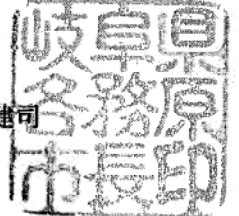




2各環政第235号-2  
令和2年10月21日

岐阜県知事 古田 肇 様

各務原市長 浅野 健司



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設  
整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

愛知県知事より2環活第195-7号（令和2年10月16日付）にて通知いただきました  
標記の件について、下記の通り提出いたします。

記

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事  
業に係る環境影響評価準備書に対する意見について、各務原市からの意見はありません。  
意見ではございませんが、電波障害については「愛知県環境影響評価指針」の項目でない  
ため、調査を実施しないとされておりますが、今後、工事の実施段階で調査の実施を検討  
されるのであれば、各務原市内についても配慮いただければ幸いです。

担当 各務原市市民生活部  
環境室環境政策課  
電話 058-383-4232（直通）

